

平成26年度生活交通ネットワーク計画の変更（案）について

地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統）

地域にとって必要不可欠な生活交通の確保維持に一定の効果。一部地域においては自治体、運行事業者、利用者等の関係者が密接な連携の下、地域全体で生活交通を支えていくという動きが顕著化。

今後は...

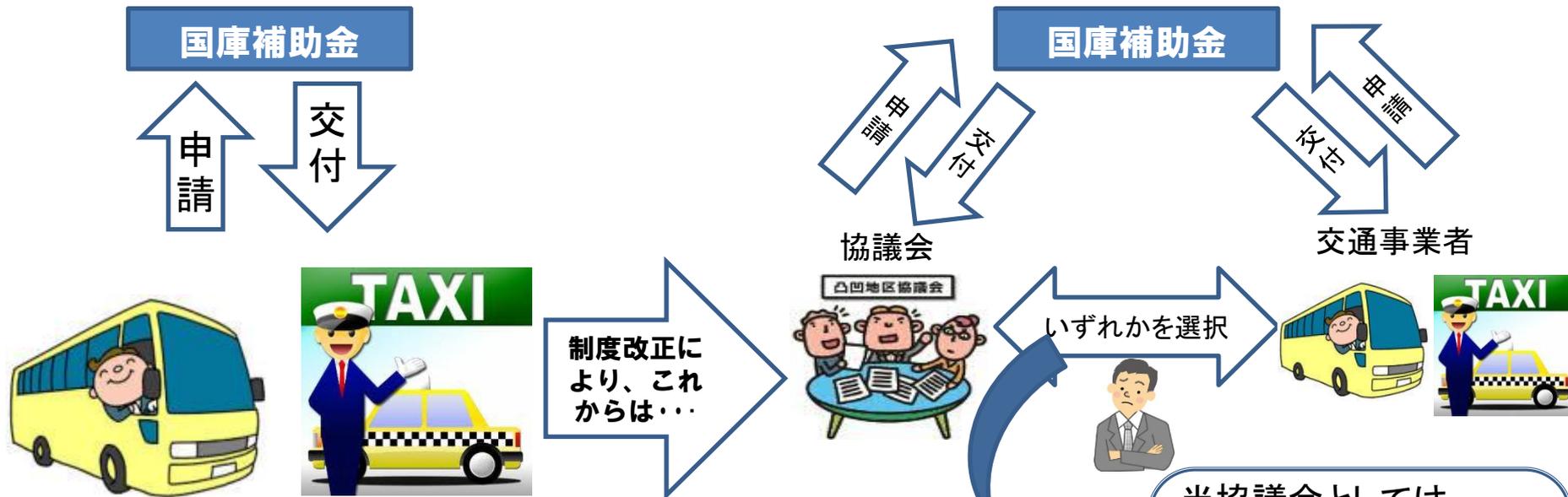
そこで

地域がより主体性を発揮できる補助制度の構築も必要！

平成26年度事業の下半期(H26.4～)以降において計画策定から補助金の活用まで一貫して協議会が中心的役割を担えるように地域の協議会を新たに補助対象として取り扱うことができるよう制度改正。

これまでは交通事業者へ直接交付

交付先について協議会、交通事業者のいずれかを選択



協議会補助制度による効果

- 地域の生活交通ネットワーク計画に係る関係者の連携強化
- 地域や交通事業者の状況の可視化と改善方策の取り組みの迅速化
- 事務の合理化による交通事業者の手続きの負担軽減(補助金交付申請など)

当協議会としては、「協議会への補助」を選択したい

※条件:公共交通の利用状況の継続的な測定
⇒モニタリング調査